

○令和4年度湯前町事業承継サポート事業実施要項

(令和3年4月1日要項第5号)

改正 令和4年4月1日要項第15号

(趣旨)

第1条 湯前町で商工業事業を行う法人又は個人事業者の事業を引き継がせる者（以下「被承継者」という。）の次世代を担う事業を承継し維持発展させる者（以下「承継者」という。）に対し、経営基盤の安定強化のための支援を行い、本町にとって貴重な担い手となり得る若手承継者に予算の範囲内において給付金を支給することに関し、湯前町補助金交付要綱（平成19年要綱第1号）に定めるもののほか、本要項に定めるものとする。
(給付対象者)

第2条 給付金は、次に掲げる要件のすべてに該当し、町税等を滞納していない者に対し支給する。

- (1) 就業時の年齢が満50歳以下で、事業承継に対し強い意欲を有している者
- (2) 湯前町経営発達支援計画に定める事業承継計画を策定している又は策定する予定の商工業事業所に就業し、将来、被承継者の事業を引き継ぐ承継者
- (3) 当該商工業事業所での就業が主たる仕事であること。
- (4) 申請時に当該商工業事業所に就業してから3年以内の者
- (5) 交付決定後、5年以上継続して就業する意志のある者
- (6) 連帯保証人が存在すること。

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、申請時に満65歳未満であり、4親等以内の親族であること及び町税等を滞納していない者とする。

2 連帯保証人は、本要項の各条項を承認の上、給付金の支給を受けた者と連帯して履行の責を負わなければならない。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 1年目 月額10万円
- (2) 2年目 月額8万円
- (3) 3年目 月額6万円

(給付金の支給期間)

第5条 給付金の支給期間は申請を行った日から最長3年間とする。

2 申請を行った日が属する月を給付開始月とする。

3 申請を行った日が属する年度の3月31日までを1年目とし、その翌年度を2年目、翌々年度を3年目とする。

(給付金の支給基準日)

第6条 給付金の支給基準日は、申請を行った日とする。

(給付金の支給に係る手続)

第7条 給付金の支給に係る手続については、給付申請書（別紙様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 湯前町経営発達支援計画に定める事業承継計画書
- (2) 納税証明書（承継者、被承継者、連帯保証人、法人の場合は法人分を含む。）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 ただし、同条前項第1号に定める事業承継計画書が申請時に提出できない場合は、策定した時点で速やかに提出しなければならない。

(給付決定及び通知)

第8条 前条の申請があったときは町及び湯前町商工会で組織する審査委員会にて内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は、令和4年度湯前町事業承継サポート事業給付金支給決定通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付金の支払い)

第9条 申請者は、給付金を受けようとするときは、請求書（別紙様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 給付金は基準日から6ヶ月を経過する毎に支払うこととする。

(就業状況報告)

第10条 給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）は、6ヶ月経過するごとに、直前の6ヶ月の就業状況報告書（別紙様式第4号）を提出しなければならない。

2 受給者は、給付期間中に居住地や電話番号等を変更した場合は、遅滞なく住所等変更届（別紙様式第5号）を提出しなければならない。

(給付金の中止)

第11条 受給者は、給付金の受給を中止する場合は、中止届（別紙様式第6号）を提出しなければならない。

2 町長は、受給者から中止届の提出があった場合又は前項に該当する場合は、中止した日が属する月分からの給付金の支給を中止する。

(給付金の休止)

第12条 受給者は、病気などのやむを得ない理由により就業を休止する場合は、休止届（別紙様式第7号）を提出しなければならない。

2 町長は、受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、休止した日が属する月分からの給付金の支給を休止する。

3 給付金の支給を休止した受給者が、就業を再開する場合は、就業再開届（別紙様式第8号）を提出しなければならない。

(給付金の返還)

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は受給した給付金の一部又は全部を一括返還するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金を受給した場合。

(2) 給付金受給期間内に離職した場合。

(3) 受給終了後、第2条第1項第5号に定める期間以上、就業を継続しなかった場合。

(給付金の返還免除)

第14条 受給者は、前条各号に該当する場合において、病気や災害等の真にやむを得ない事情がある場合は、返還免除申請書(別紙様式第9号)を提出するものとする。

2 町長は、受給者から提出された返還免除申請書の内容が、やむを得ない事情として妥当と認められる場合は給付金の一部又は全部の返還を免除することができる。

(重複受給の禁止)

第15条 受給者は、事業承継に係る類似の給付金の申請はできない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要項は、2024年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年4月1日要項第15号)

この要項は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

給付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

令和4年度湯前町事業承継サポート事業給付金支給決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

請求書

[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

就業状況報告書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

住所等変更届

[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

中止届

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

休止届

[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

就業再開届

[別紙参照]

様式第9号(第14条関係)

返還免除申請書

[別紙参照]